

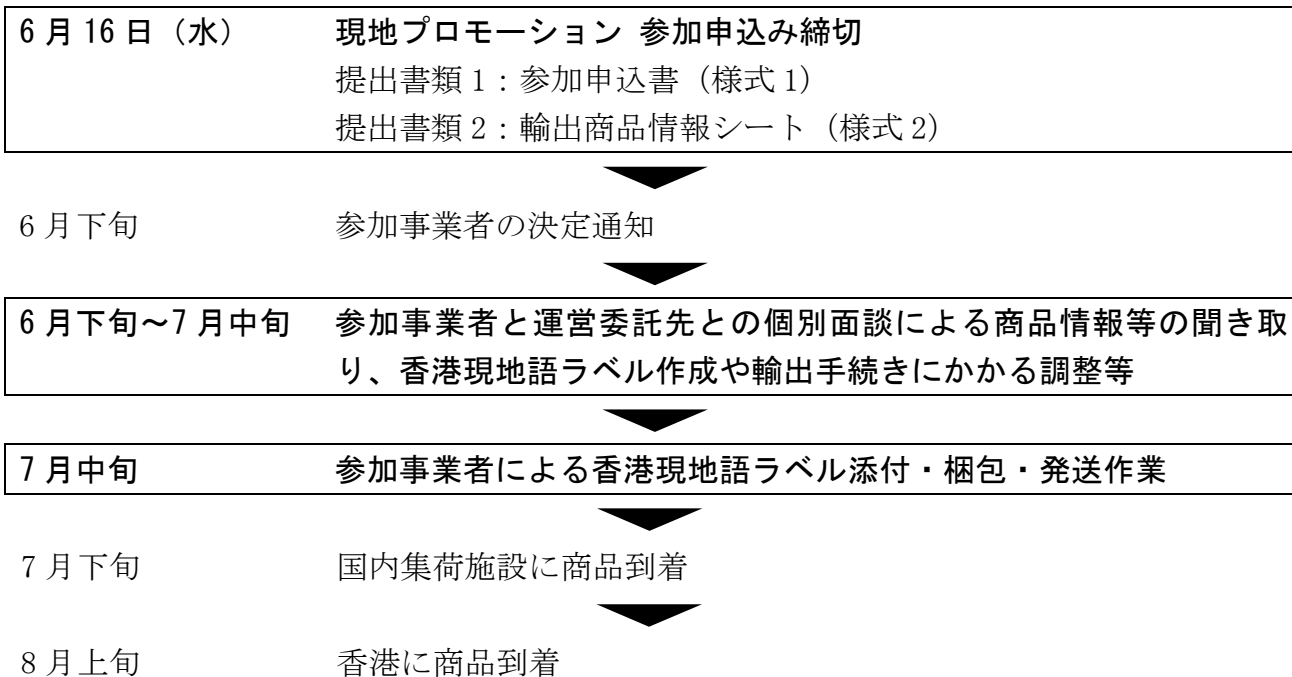
令和3年度 香港における兵庫県産農林水産物等輸出 プロモーション事業のご案内【参加応募要領】

日本からの農林水産物等の輸出実績第1位であり、日本食が幅広く受け入れられている香港において、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、香港市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

本事業は、香港市場に関する豊富な知識と現地シェフ・バイヤーへの人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施し、各事業の実施で得た、香港における参加商品の評価を各事業者にフィードバックすることで、県産品の認知度向上と継続的な取引の実現を目指します。

1 スケジュール（予定）※現地状況により事業を変更、中止する場合があります

枠囲み：事業者様 要対応



【現地プロモーション予定】

- 8月中旬～9月中旬 ①YATA supermarket での一般消費者向けテスト販売（試食販売を予定）
②シェフ・バイヤーを対象とした営業代行
※参加事業者・県職員は渡航しない予定
- 令和4年1月 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

2 プロモーション内容

(1) 一般消費者を対象としたテスト販売

YATA supermarket（香港）において、県産品販売コーナーを一定期間設置し、一般消費者へのテスト販売を実施します。販売期間中は、現地で販売する適正な価格を設定した上で商品説明や試食・試飲等とともにアンケートを実施するなどして、県産品の購入（消費）動向把握に努め、販売結果や現地消費者の反応を参加事業者へフィードバックします。

- ① 期 間 令和3年8月中旬～9月中旬〔予定〕
- ② 場 所 YATA supermarket（実施店舗は調整中）
- ③ 事業者数/品目数 10事業者/20品目〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

【株式会社一田（YATA Limited）】

YATA supermarket を運営する同社は、香港にて百貨店3店舗、スーパーマーケット8店舗の他、CVSを展開。顧客層はミドルアッパー層で、年齢層は主に25歳から45歳。前身は1990年に開業した日系デパート「西田（香港のSEIYU）」



(2) シェフ・バイヤーを対象とした営業代行

参加事業者が出品する県産品について、現地のレストランシェフやバイヤーに営業代行を行うとともに、シェフやバイヤーからの評価や反応を把握し、参加事業者へフィードバックします。

- ① 期 間 令和3年8月中旬～9月中旬〔予定〕
※令和3年12月中旬までフォローアップを実施
- ② 評価聞き取り 1品目あたり5社以上
- ③ 事業者数/品目数 10事業者/20品目〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

3 参加条件

(1) テスト販売・営業代行に供する商品が無償でご提供いただくこと

無償提供いただく商品数の目安は40個程度です。

※商品数については、参加事業者と相談の上決定します。

(2) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。
- イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。
- ウ 加工品の場合、製造日から賞味期限までが原則として 90 日以上であり、8 月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。
- エ 香港の規制等をクリアしているもの。
(「8 輸入制度について」を参照)
- オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

(3) 事業参加者は 以下ア～オの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。(事業参加申込みと同時登録で可)
- ウ 商品の輸出に意欲的であること。
- エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成(画像や文字情報の提供)に遅滞なくご協力いただけること。
- オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

4 参加事業者の費用負担

参加商品数	1 商品	2 商品以上
費用負担	2 万円	4 万円

※2 商品以上で申込の場合の参加商品数については、応募総数に応じて別途決定します。

※自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所(香港)に確実に配送できるものは参加料無料です。

(1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内指定倉庫から香港への参加商品の輸送に係る経費

(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)

イ プロモーション料

テスト販売、営業代行、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2) 参加料に含まれないもの(別途ご負担いただくもの)

ア テスト販売・営業代行における試食用商品及び商品サンプル

イ 日本国内指定倉庫への商品輸送費

ウ 輸出にかかる各種証明書取得費用

エ 現地対応の栄養成分表示に係る分析費用

(表示必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖 ※アルコール飲料等例外あり)

オ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用

(運営委託事業者が作成し、お送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)

カ その他、上記以外の経費

※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。

各事業者で「8 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

5 参加商品選定方法

参加申込多数の場合、品目数を調整することや、参加のご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

参加商品選定は、運営委託事業者が事務局と協議のうえ行います。選考結果については、当協議会から参加申込者へ連絡します。

6 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売や営業代行の結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート(電話等でのヒアリングを含む)を実施します。

7 参加申込方法

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。
(メールタイトルに香港プロモーション申込(貴社・貴団体名)と記載してください。)
なお、提出いただいた情報は本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

(1) 申込書提出先【メールにて送付】

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県農政環境部消費流通課内)

E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp

※ 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から3日以内(土日祝除く)に返信がない場合、電話にてご連絡願います。(TEL:078-362-9213)

(2) 提出期限

令和3年6月16日(水)

(3) 提出書類: 参加申込書

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 輸出商品情報シート(様式2)

8 輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

内容	URL
香港へ輸出(制度・手続きを知る)	https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/
貿易・投資相談 Q&A: 香港へ輸出	https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/
農林水産物・品目別輸出ガイド	https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html
香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について	https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

※上記リンク先はJETRO又は農林水産省のHPとなります。

9 免責事項

- (1) 本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

10 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：中島、吉見

TEL： 078-362-9213

FAX： 078-362-4276

E-mail： shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp